

平均賃金の計算方法

平均賃金

①＝直前3ヶ月間に支払われた賃金総額÷直前3ヶ月間の賃金の期間の総日数

②＝(直前3ヶ月間に支払われた賃金総額÷直前3ヶ月間の賃金の期間に働いた総日数)×0.6

日給制、時間給制、出来高制の人は①と②を比較して高いほうを平均賃金とします。

●直前の3ヶ月に支払われた賃金の総額とは？

通常は、賃金の締切日があるので、直前の賃金の締切日から、3ヶ月をさかのぼって計算します。

●直前3ヶ月の賃金の期間の総日数とは？

上記の賃金の締切日をもとに得られた直前3ヶ月の総日数(労働日ではなく暦日で計算します)

賃金に含まれるもの

基本給、通勤手当 家族手当 休日手当、時間外手当、深夜手当、役職手当、住宅手当

以下、具体例で計算してみます。

解雇を言われたのが、12月21日でも、1月19日でも下記のようになります。

月給制の場合 賃金締切日が毎月20日

算定期間	9/21から10/20	10/21から11/20	11/21から12/20
総日数	30日	31日	30日
基本給	150000円	150000円	150000円
家族手当	5000円	5000円	5000円
通勤手当	5000円	5000円	5000円
時間外手当	10000円	5000円	20000円
合計額	170000円	165000円	180000円

総賃金 515000円

総日数 91日

平均賃金 $515000 \div 91 = 5659.34$ 円 (銭未満切捨て)



日給制、時間制の場合 賃金締切日が毎月20日

算定期間	9/21から10/20	10/21から11/20	11/21から12/20
総日数	10日	15日	10日
賃金	50000円	75000円	50000円
通勤手当	5000円	5000円	5000円
合計額	55000円	80000円	55000円

総賃金 190000円

総日数 92日

労働日数 35日

①による平均賃金 $190000 \div 92 = 2065.21$ 円 (銭未満切捨て)

②による平均賃金 $190000 \div 35 \times 0.6 = 3257.14$ (銭未満切捨て)

②のほうが高額なので、②の方を採用します